［略］		
第三十二条の八第一項	［略］	［略］
	法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可	法第四十三条の三の三第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可
［略］		
第三十二条の九	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第三十二条の十第一項及び第三十二条の十一第八項	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項
前条	前条各号	次条第一項において準用する前条各号

（旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第三十四条の二　法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

２　前項の場合において、法第二十八条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

３　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（届出書類の提出部数）

第三十八条　法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項、第二十七条第四項、第三十二条第二項、法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第五項及び法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第六項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

別表第十一　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［同上］
２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	２　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。	［号を加える。］
十三　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	［号を加える。］

［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第四十三条の三の三第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可
［同上］		
［同上］	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第五項
第三十二条の十第一項及び前条	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項

［条を加える。］

（届出書類の提出部数）

第三十八条　法第二十六条第二項、法第二十六条の二第二項、法第二十七条第四項、法第三十二条第二項、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第五項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第六項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。